

～三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業について～

農地(地目が田又は畑)を管理する上で、労働負担が大きく経営上の課題となっている畦畔管理作業を省力的に行い、農地の維持を図るため、畦畔、法面などの草刈りを主目的としたラジコン草刈機・法面草刈機の購入費の一部を補助します。

交付対象となる生産者

- 要件①** 市内に居住し、市内の自己所有農地又は利用権設定を行っている農地において、現に農業経営を行っている者で、今後も継続して農産物を出荷・販売しようとするもの
- 要件②** 個人にあっては、世帯員全員が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税、料等を完納し、法人にあっては当該法人が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税等を完納しているもの

補助金額・補助要件等

1 ラジコン草刈機

- 補助金額:対象経費の3分の1以内(上限50万円)
- 主な補助要件:①管理する農地の登記面積の合計が300a以上
②送受信機を用い、無線で遠隔操作できるもの
③メーカーが製造し、一般に販売するもの

2 法面草刈機

- 補助金額:対象経費の5分の1以内(上限5万円)
- 主な補助要件:①管理する農地の登記面積の合計が30a以上
②エンジン等の動力で自走するもの(乗用草刈機は除く)
③メーカーが製造し、一般に販売するもの

※いずれも新品のものに限る。

※1経営体につき、1台限りとする。ただし、認定農業者及び認定新規就農者の場合は、法面草刈機は2台までとする。



提出書類(申請時)

- (1) 三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 営農計画書の写し又は農地の地名、地番、面積及び作物が確認できる書類
- (5) 見積書等補助対象経費を確認できる資料
- (6) 個人情報閲覧に関する同意書

※申請書提出期限 令和9年2月26日(金)まで

問い合わせ先及び提出先

〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号
三次市役所 産業振興部 農政課 農林振興係
☎:0824-62-6164 FAX:0824-64-0172

